

第11回

大野郡5町2村合併協議会

会議録

第 1 1 回大野郡 5 町 2 村合併協議会議事録

開催日時	平成16年3月11日(木)午後1時30分 ~ 午後3時45分																																																			
開催場所	千歳村中央公民館ホール																																																			
出席者	別紙																																																			
経過報告 議 事	<p>(経過報告)</p> <p>協議事項</p> <p>< 新規協議 ></p> <table> <tr> <td>協議第 32 号</td> <td>電算システムの取扱いについて</td> <td>「協定項目第 23 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 33 号</td> <td>消防防災事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 26 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 34 号</td> <td>交通対策事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 29 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 35 号</td> <td>建設事業の取扱い(その 1)について</td> <td>「協定項目第 44-1 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 36 号</td> <td>上下水道事業の取扱い(その 2)について</td> <td>「協定項目第 45-2 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 37 号</td> <td>地籍事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 50 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 38 号</td> <td>定住促進事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 51 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 39 号</td> <td>その他の事業の取扱い(その 1)について</td> <td>「協定項目第 52-1 号」</td> </tr> </table> <p>提 案</p> <table> <tr> <td>協議第 40 号</td> <td>交流事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 27 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 41 号</td> <td>児童福祉事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 33 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 42 号</td> <td>人権教育・同和対策事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 34 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 43 号</td> <td>保育事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 36 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 44 号</td> <td>生活保護事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 37 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 45 号</td> <td>商工観光事業の取扱い(その 1)について</td> <td>「協定項目第 42-1 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 46 号</td> <td>文化振興事業の取扱いについて</td> <td>「協定項目第 47 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 47 号</td> <td>社会教育事業の取扱い(その 2)について</td> <td>「協定項目第 48-2 号」</td> </tr> <tr> <td>協議第 48 号</td> <td>その他の事業の取扱い(その 2)について</td> <td>「協定項目第 52-2 号」</td> </tr> </table> <p>その他</p> <p>第 1 2 回以降大野郡 5 町 2 村合併協議会の日程について</p>	協議第 32 号	電算システムの取扱いについて	「協定項目第 23 号」	協議第 33 号	消防防災事業の取扱いについて	「協定項目第 26 号」	協議第 34 号	交通対策事業の取扱いについて	「協定項目第 29 号」	協議第 35 号	建設事業の取扱い(その 1)について	「協定項目第 44-1 号」	協議第 36 号	上下水道事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 45-2 号」	協議第 37 号	地籍事業の取扱いについて	「協定項目第 50 号」	協議第 38 号	定住促進事業の取扱いについて	「協定項目第 51 号」	協議第 39 号	その他の事業の取扱い(その 1)について	「協定項目第 52-1 号」	協議第 40 号	交流事業の取扱いについて	「協定項目第 27 号」	協議第 41 号	児童福祉事業の取扱いについて	「協定項目第 33 号」	協議第 42 号	人権教育・同和対策事業の取扱いについて	「協定項目第 34 号」	協議第 43 号	保育事業の取扱いについて	「協定項目第 36 号」	協議第 44 号	生活保護事業の取扱いについて	「協定項目第 37 号」	協議第 45 号	商工観光事業の取扱い(その 1)について	「協定項目第 42-1 号」	協議第 46 号	文化振興事業の取扱いについて	「協定項目第 47 号」	協議第 47 号	社会教育事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 48-2 号」	協議第 48 号	その他の事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 52-2 号」
協議第 32 号	電算システムの取扱いについて	「協定項目第 23 号」																																																		
協議第 33 号	消防防災事業の取扱いについて	「協定項目第 26 号」																																																		
協議第 34 号	交通対策事業の取扱いについて	「協定項目第 29 号」																																																		
協議第 35 号	建設事業の取扱い(その 1)について	「協定項目第 44-1 号」																																																		
協議第 36 号	上下水道事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 45-2 号」																																																		
協議第 37 号	地籍事業の取扱いについて	「協定項目第 50 号」																																																		
協議第 38 号	定住促進事業の取扱いについて	「協定項目第 51 号」																																																		
協議第 39 号	その他の事業の取扱い(その 1)について	「協定項目第 52-1 号」																																																		
協議第 40 号	交流事業の取扱いについて	「協定項目第 27 号」																																																		
協議第 41 号	児童福祉事業の取扱いについて	「協定項目第 33 号」																																																		
協議第 42 号	人権教育・同和対策事業の取扱いについて	「協定項目第 34 号」																																																		
協議第 43 号	保育事業の取扱いについて	「協定項目第 36 号」																																																		
協議第 44 号	生活保護事業の取扱いについて	「協定項目第 37 号」																																																		
協議第 45 号	商工観光事業の取扱い(その 1)について	「協定項目第 42-1 号」																																																		
協議第 46 号	文化振興事業の取扱いについて	「協定項目第 47 号」																																																		
協議第 47 号	社会教育事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 48-2 号」																																																		
協議第 48 号	その他の事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 52-2 号」																																																		
議 長	大野郡 5 町 2 村合併協議会 会長 芦 刈 幸 雄																																																			

会 議 次 第

1．開会あいさつ

2．会長あいさつ

3．開催地町村長あいさつ

4．経過報告

5．議事録署名人の指名について

() ()

6．議事

協 議

< 新規協議 >

協議第 32 号	電算システムの取扱いについて	「協定項目第 23 号」
協議第 33 号	消防防災事業の取扱いについて	「協定項目第 26 号」
協議第 34 号	交通対策事業の取扱いについて	「協定項目第 29 号」
協議第 35 号	建設事業の取扱い(その 1)について	「協定項目第 44-1 号」
協議第 36 号	上下水道事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 45-2 号」
協議第 37 号	地籍事業の取扱いについて	「協定項目第 50 号」
協議第 38 号	定住促進事業の取扱いについて	「協定項目第 51 号」
協議第 39 号	その他の事業の取扱い(その 1)について	「協定項目第 52-1 号」

提 案

協議第 40 号	交流事業の取扱いについて	「協定項目第 27 号」
協議第 41 号	児童福祉事業の取扱いについて	「協定項目第 33 号」
協議第 42 号	人権教育・同和対策事業の取扱いについて	「協定項目第 34 号」
協議第 43 号	保育事業の取扱いについて	「協定項目第 36 号」
協議第 44 号	生活保護事業の取扱いについて	「協定項目第 37 号」
協議第 45 号	商工観光事業の取扱い(その 1)について	「協定項目第 42-1 号」
協議第 46 号	文化振興事業の取扱いについて	「協定項目第 47 号」
協議第 47 号	社会教育事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 48-2 号」
協議第 48 号	その他の事業の取扱い(その 2)について	「協定項目第 52-2 号」

その他

今後のスケジュールについて

7．閉会あいさつ

第 11 回大野郡 5 町 2 村合併協議会出席者名簿（平成 16 年 3 月 11 日開催）

町村名	職 名	氏 名	備 考
三重町	三重町長	芦 刈 幸 雄	会長
	三重町議会議長	生 野 照 雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小 野 幸 義	
清川村	清川村長	森 健 一	監事
	清川村議会議長	江 藤 秀 明	
	清川村新市まちづくり委員長	衛 藤 康 晴	
緒方町	緒方町長	山 中 博	副会長
	緒方町議会議長	伊 藤 憲 義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大 塚 尊 俊	
朝地町	朝地町長	羽田野 昭太郎	
	朝地町議会議長	浅 野 益 美	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森 憲 一	
大野町	大野町長	佐 伯 和 光	
	大野町議会議長	清 田 満 作	監事
	大野町新市まちづくり委員会委員長	城 井 学	
千歳村	千歳村長	阿 南 宏	
	千歳村議会議長	高 野 健 治	副会長
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮 成 三 生	
犬飼町	犬飼町長	山 村 昭 三	
	犬飼町議会議長	若 松 成 次	
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	佐 藤 忠 憲	
大分県	大野地方振興局長	林 満 男	
事務局	局長	赤 嶺 信 武	
	次長	倉 原 浩 志	
		田 北 厚 生	総務班
		江 藤 喜 啓	企画部会
		和 田 裕 之	産業部会
	局員	佐 保 正 幸	総務部会
		後 藤 将 彰	
		清 水 康 士	企画部会
		衛 藤 成 史	文教部会
		佐 藤 浩	
		隈田原 勇 次	建設部会
		内 田 健 児	民生部会
		関 谷 隆 一	
	池 永 善 博		
衛 藤 恒 範	産業部会		

赤嶺事務局長

まず、お願いをいたします。携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定をしていただくように、お願い致します。傍聴受付の際にお渡しいたしました注意書をよく遵守をしていただきたいと思います。特に、傍聴席からの発言ややじは慎んでいただきまして、会議の円滑な進行にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

また、本日ご出席、ご参加の新市まちづくり委員長さん、そして議長さんにつきましては、昨日の議会議員定数等検討委員会、大変お疲れさまでした。改めてお礼申し上げたいというふうに思います。

それでは定刻になりましたので、第 11 回大野郡 5 町 2 村合併協議会を開会させていただきたいと思っております。開会にあたりまして、協議会規約第 10 条第 1 項によりまして、本日の会議は成立していることを報告いたします。

早速、会議次第に入らせていただきたいと思います。まず、開会のあいさつを副会長であります山中緒方町長によりしくお願いします。

山中副会長（緒方町長）

こんにちは。久方ぶりに雨が降りまして、なおまたちょうど各町村ともに議会開会中の大変お忙しい時期であります。今日は、第 11 回の 5 町 2 村合併協議会です。審議決議多いようでございますが、どうぞ最後までよろしくお願いを申し上げまして、開会のごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

赤嶺事務局長

ありがとうございました。

続きまして芦刈会長、あいさつよろしくお願いいたします。

芦刈会長

皆さん、こんにちは。今日は、第 11 回の大野郡 5 町 2 村合併協議会のご案内を申し上げましたところ、ただ今、副会長の山中町長さんからごあいさつの中にもありましたように、各町村とも 3 月の定例議会が始まっているであろうというふうに思っております。そのような大変ご多忙な中に、本日の協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の協議会につきましては、新規協議といたしまして 8 項目、それから新規に提案を申し上げます項目として 9 項目ございますが、どうか慎重審議をいただきまして、ご決定を行いますようよろしくお願いいたします。なお新市名の応募状況につきましては、3 月 8 日現在で 1,255 件の候補が来ておりますが、そのようなことをご報告申し上げ、最後までご協議賜りますよう心からお願い申し上げまして、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

赤嶺事務局長

続きまして本日の開催地であります千歳村の村長にごあいさつをよろしくお願いいたします。

阿南 千歳村長

改めまして、こんにちは。あいにくの雨になりましたが、第 11 回 5 町 2 村合併協議会が、私どもの千歳村で開催されますことに感謝を申し上げます。

協定項目の 29 項目を決定し、やっとまあ折り返しの時期にきたかなあと考えておりますが、出席をいただいております皆さん方の英知を結集し、素晴らしい新市の構築ができればということをお願いしております。なお、ご承知のように、前に素晴らしい庁舎があるわけ

であります。合併後は何か基本庁舎に利用できれば幸いというふうに考えております。あいさつに代えます。よろしくお願いいたします。

赤嶺事務局長

ありがとうございました。本日のこの会場は、千歳村職員の方々のご協力をいただきまして準備することができました。事務局からもお礼を申し上げたいというふうに思います。大変ありがとうございました。

それでは引き続きまして事務局より経過報告をしたいというふうに思います。

別紙資料1であります。1ページをご覧ください。前回、第10回の協議会を2月26日に開催をしております。継続協議となっております財産の取扱いについて確認をいただきました。

そして新規協議としまして、協議第28号広報・広聴事業の取扱いについてから協議第31号の上下水道事業の取扱い(その1)についてまでを協議し、協議第30号健康づくり事業の取扱いについてのみ修正案が提案され、そのことについて確認をいただいております。というところあります。その他の項目につきましては、原案通り確認をいただいております。

そして同日、協議第32号電算システムの取扱いについてから協議第39号その他の事業の取扱い(その1)についての8案件をご提案し、本日の協議確認ということになっております。

2月28日土曜日であります。第4回議会議員定数等検討委員会を行っております。3月4日木曜日あります。第10回幹事会を行っております。3月8日月曜日あります。第19回町村長連絡会を行っております。このことの中身につきまして、のちほどご報告をさせていただきたいというふうに思います。3月9日情報システム統合企画提案説明及びデモを大野町の中央公民館で1日かけて行っております。今後、幹事会を経て町村連絡会で業者の決定が出される予定であります。

昨日であります。3月10日第5回の議会議員定数等検討小委員会を行っております。結論まで至っておりませんので、次回開催をするということになっております。そして本日の11回協議会ということになります。

ここで、町村長連絡会で行われました内容の一部につきまして、ご説明をしたいというふうに思います。これまでの町村長連絡会で合意されました新規事業についてご報告をいたします。各町村が計画をしております平成16年度からの新規事業につきまして、申し合わせ事項の中で今後新たに着手しようとする事務事業について、町村連絡会において関係町村間で協議し、合意を図ることとなっておりますので、町村長連絡会におきまして合意されましたので、合意書を交わすこととなりました。

お手元に大野郡5町2村合併協議会平成16年度新規事業に関する合意書、合わせて平成16年度新規事業一覧表を配布しておりますので、ご覧をいただきたいというふうに思います。合意を図られた新規事業の内容につきましては、別紙資料をご覧くださいというふうに思います。

合意書について読み上げて説明をしたいというふうに思います。大野郡5町2村合併協議会、平成16年度新規事業に関する合意書、三重町長、清川村長、緒方町長、朝地町長、大野町長、千歳村長及び犬飼町長は、大野郡5町2村合併協議会における協議再開のための申し合わせ事項4(1)に基づき、平成16年度新規事業について協議し、下記の通り確認したので合意書を取り交わす。

記としまして

- 1.平成16年度に新たに着手しようとする事務事業については、別紙平成16年度新規事業一覧の通りとする。
- 2.各町村が特定の事業目的のために積み立てた基金については、その積み立ての趣旨を尊重するよう新市に引き継ぐものとする。

ということで、平成16年3月8日三重町長芦刈幸雄、清川村長森健一、緒方町長山中博、朝地町長羽田野昭太郎、大野町長佐伯和光、千歳村長阿南宏、犬飼町長山村昭三、立会人

としまして大分県大野地方振興局長林満男ということで同意書を取り交わしております。

ここで新規事業というものにつきまして、新規事業とはどういうものかについて別紙の資料新規事業一覧表をご覧くださいというふうに思います。四角で囲んであるものがあります。新規事業の定義であります、本表に計上されている新規事業とは、普通会計及び特別会計において平成 16 年度から新規に着手する予定の事務事業に、平成 15 年度までに基本構想、基本設計、自主設計が終了している事業を含むものとする。

なお各町村が計画的に実施している浄化槽及び防火水槽の設置事業や町村負担が止まらない事業については、本表には計上しないこととする。というふうなことの経緯に基づきまして別紙内容に挙げております事業で合意したところであり、また、この事業が現時点ですべて行われるかというところはまだ確定しておりませんが、掲載しております事業のうち実施しないものもありうるということも町村長の中で話し合われております。以上、新規事業について報告を終わりたいと思います。

続きまして次第の 5 以降につきましては、協議会規約第 10 条第 2 項によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長よろしくお願いをしたいと思います。

芦刈会長

はい、それでは議事録署名人の指名について、以降につきましては暫時議長を務めさせていただきますので、どうぞご協力のほどお願いを申し上げます。

議事録署名人の指名についてでございますが、清川村の森村長さんと大野町新市まちづくり委員の委員長であります城井委員長さんのお二方にお願いをしたいと思います。お二人の方どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは早速でございますが、議事に入らせていただきます。

協議でございますが、新規協議といたしまして、前回 2 月 26 日の第 10 回の協議会で新規で提案を申しあげました協議 8 項目につきましては、これまでそれぞれの町村におきまして、議会特別委員会、あるいは新市まちづくり委員会等でご議論いただいたというふうに思っておりますが、この 8 項目についての協議をよろしくお願いを申し上げます。

前回、事務局から詳細な説明を申し上げておりますが、再度事務局のほうからポイントのみ説明を申し上げ協議をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

それでは最初に、協議第 32 号「電算システムの取扱い」についてを議題といたします。事務局ポイントのみ説明をお願いします。

倉原事務局次長

事務局次長倉原であります。私のほうから電算システムの取扱いポイントの説明をさせていただきます。

電算システムにつきましては、すでに 5 町 2 村で住民基本台帳から個人給付等の完全な IT に向けて、さまざまなシステムづくり導入させております。そういったシステムにつきましてひとつの市になるにあたり、新しいシステムとして統一しましょう。ということで、今回ご提案を申し上げます。内容につきましては、電算システム統合については、次の基本的考え方により、合併時にシステムを統一する。

住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併時からの確実かつ安定稼働を最優先としたシステム統合に努める。

個人情報保護など住民情報の安全性を優先したシステムの構築を図る。

システム導入にあたっては、可能な限り初期コストの圧縮を図るとともに、導入後の運用面における経費も考慮する。

ということで、段階的な導入と財政状況を反映して、できるだけ将来にあたって安く構築できるような配慮をした上で、合併日 3 月 31 日を予定されておりますが、その時にはきちんと動くという方針で、今後電算システムを統一していきたいということでご提案しております。以上であります。

芦刈会長

はい、ただ今、ポイントの説明がございましたが、何かご意見等がございますか。ご要望等がございますか。はい、どうぞ。

森 委員（清川村長）

清川村です。原案に賛成でありますけれども、まちづくり委員会においては、ここにあります 個人情報保護など住民情報の安全性を優先し、システムの構築を図る。ここを十分にひとつお忘れのないようにというような声がいっぱいありましたので要望として申し上げます。

芦刈会長

はい、他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。犬飼町さん。

山村 委員（犬飼町長）

犬飼です。原案に賛成でありますけれども、今、清川の村長さんがおっしゃったように調整というのは安全性優先を盛り込まれておりますが、昨今、個人情報の漏えいが頻繁に放送されている現状時に、個人情報の保護については十分注意を払ってほしいという要望が出ておりますのでお願いを申し上げます。

芦刈会長

はい、大野町さん。

清田 委員（大野町議会議長）

まず専門的部分とか分野については、それぞれの立場の方で頑張ってくださいますように当然のことではありますが、お願いを申し上げたいと思います。それからシステム導入に伴う一連の事務的手続きや日程等について、また入札の機会等につきましても、全般にわたりまして、住民の皆さんにも情報開示の機会をしていただき、お互いが、すべての分野の人々が、緊張感の中で透明性と公正性をより発揮できるような形で取り組んでいただきたいとお願い申し上げたいと思います。原案につきましては、賛成をいたします。

芦刈会長

はい、他にございませんでしょうか。はい。

生野 委員（三重町議会議長）

三重町ですが、電算システムの取扱いについては、原案通り賛成でございますけれども、これらの意見が出ております。電算システムの導入には、巨額な予算が必要であるのに、このような協定項目が抽象的でいいのかというようなこと、さらにまた昨年 12 月再開後の構想では、一番税関係の多い三重町のシステムを使うこととしていたら、方針がいつ変更したのかというようなことも出ておりました。

芦刈会長

はい、そういう要望、意見が出されたということでございますが、その他ございませんか。はい、事務局、今の要望に対して何か答えられる部分がございましたら、はい。

倉原事務局次長

今、3点ほどご要望ご意見が出されました。まず1点目が安全対策。これに対しては、今現在、システムの提案を受けているところでございますが、まずその中で一番大きな項目のひとつとして安全対策。安全対策として基本姿勢とかですね、あと個人情報の保護。個人情報にかかわらず、データそのものの保護をどうするかという部分、さらにもう少し

根本にいくと、システムがダウンしないようにどういう対策をとるか。そういった4項目にわたってですね、プロジェクトチームの中で評価、検討しておるところでございます。

これがある程度まとまりましたら、幹事会を経て町村長連絡会のほうに報告するというようにしております。その結果を、2番目の清田委員さんのご要望になると思いますが、基本的には情報公開、説明責任が当然でございますので、できるだけ数値化した形で情報を公開できるようにと考えております。

3点目の三重町の生野委員さんのご要望につきましては、当然厳しい財政状況が想定される中で、データの移行、同定という作業になるかと思いますが、そういった部分にじゃあどれくらいかかるのかという計算もできるような形で、今、作業しておりますので、そういうことでご了解をいただきたいと思っております。以上です。

芦刈会長

はい、その他ございますか。はい、ただ今、清川村、犬飼町、大野町、三重町から要望が出ましたが、事務局のほうから答弁を申し上げたところでございます。

いずれもまあ賛成という心配りの要望でございますが、それでは、この協議第32号につきまして賛成の方の挙手をお願いをします。

はい、挙手全員であります。ありがとうございます。従いましてこの協議第32号「電算システムの取扱い」につきましては、原案通り決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第33号「消防防災事業の取扱い」について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局（総務部会 佐保）

はい、総務部会佐保と申します。よろしく申し上げます。

まず説明に入ります前に、お手元に一部資料をお配りいたしております。消防防災事業の取扱い別紙4ページを差し替えお配りしたいというふうに思います。

修正の内容につきましては、小項目の6項であります報酬でございますが、千歳村の記載金額、記載要項に錯誤がございましたので、修正を行いたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは私のほうから協議第33号「消防防災事業の取扱い」についてご説明を申し上げたいというふうに思います。

ポイントのみご説明申し上げますと、消防防災事業の消防事業の取扱いがまず1点ということになりますけども、市町村合併が行われて各市町村の消防団が統合します。そして新たに条例を設置して消防団を設けて、消防団員の定数を決めていくわけでありまして、できるだけ地域の防災体制、あるいは大災害が発生した際、こういった時にその消防防災力を低下させない、そういうことが大前提にあると考えております。従って消防団員を確保する現状の体質を拡幅する方向で十分な検討、考慮を行っていくという考え方がございます。

それから2点目でありまして、消防団の組織についてですが、これについても地域と非常に密着している。そういう消防団活動の特性というものと消防防災活動の一体性、この両面について配慮していく必要があるということが考えられると思っております。この2点につきましては、昨年10月30日に消防庁消防課長のほうに各都道府県宛に通知が来しているところであります。

それから先進事例では、昭和60年4月以降にそれぞれ合併が町村で行われておりますが、すべてが合併し統合されているとこういうことでございます。こういうことをポイントに大野郡5町2村では、消防団を合併し統合するということ。

それから消防団の定数については、5町2村の定数の合計として新市に引き継ぐということ。それから組織につきましては、合併時は現行の各町村消防団を仮称でございますけれども、支団とする連合消防団制を採用すると、現行の団長、副団長の取扱いについては、

連合消防団長を団長の互選で1名を置き、支団長7名、副支団長7名を置いていく。あとの組織については、現行のままとするということでございます。

ただこの経過措置についてですけれども、これについては合併準備室で速やかに新市の消防体制ができるように措置をしていくということでございます。それからその組織の中身、そういったものにつきましては、消防計画を速やかに新市において策定をして調整をしていくということでございます。

次に、防災事業の取扱いについてですけれども、この点についてもご案内及び住民生活にもっとも直結している、しかも重要な課題であるというふうに考えております。現在、防災会議あるいは水防会議をそれぞれの町村で設置いたしておりますが、合併によって法人格がなくなりますので、新市において速やかにその計画を策定するということを方針として入れております。それから当然のことながら災害予防と災害時対策は、合併までに体制を確立するということでございます。

それから3点目、防災行政無線の取扱いについてですが、三重町、清川村、朝地町、千歳村、犬飼町の5町村が設置しておりますが、それぞれ周波数が違うという状況にあります。従って運用面に住民の皆さんに支障のないよう新市において調整をしていくということでございます。

それから防災行政無線の未整備地域については、新市において新市の長期計画も策定していきますが、その中で調整をしていくということでございます。緒方町のオフトーク通信、それから大野町のCATVの音声告知システム、これは防災上の部分でございますけれども、これについても新市に引き継いでいくと、こういうことで3点消防防災事業の取扱いとして整理をいたしております。以上でございます。

芦刈会長

はい、ただ今、事務局からポイント説明がございましたが、協議第33号につきまして質問、要望、意見等ございましたら、どうぞ。

佐藤 委員（犬飼町新市まちづくり委員長）

犬飼町でございますが、原案には賛成でございますが、消防団の詰所の維持管理費について実態を把握して、合併時までに統一していただきたい。また、近隣市町村との消防相互応援協定をしてほしいという旨の要望がございましたので、準備室の段階で考慮を願いたいという要望でございます。よろしく願いいたします。

芦刈会長

はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

宮成 委員（千歳村新市まちづくり委員長）

千歳の宮成ですが、組織についての所なのですが、一応原案通りということで良いのですが、指示系統について、消防団全員の中で指揮、命令系統がどのような形になるのか、はっきり出てないのですが、連合団長がトップに立って、その下に支団があってくるのか。支団で、ここで活動して、連合団長は広域災害とか、団長の活動をするのか、そこら辺の流れ、意味が分からないのですが、ちょっと説明をお願いいたします。

芦刈会長

はい、その他要望、意見等はございますか。よございますか。はい、それでは今、犬飼町、千歳村さんから要望、質問等が出ておりますが、事務局。

事務局（総務部会 佐保）

はい、それではただ今、2点ご質問が出ました。その点についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、犬飼町の佐藤委員から出された質問でございますけれども、それぞれ各消防団の詰所がございますが、この経費の実態をつかんでいるかということでございますけれども、現在、この資料を作っておる中では、まだ経費のところまでは調査をいたしておりません。従ってこれは合併準備室の中で整理をしていきたいと考えております。

それから消防相互応援協定についてでありますけれども、それぞれ各町村、近隣町村もしくは近隣の町村の行政等々を応援協定と結んでおります。当然、新市発足時には、それぞれ法人格がなくなりますので、合併の形態に基づいて新たに相互応援協定を結ぶことになると考えております。このことについても、新市になって早急にそういったことに対応していくということになるのかなというふうに考えております。今後、合併準備室の課題としてとらえていきたいと思っております。

それから千歳村の宮成委員からのご質問でありますけれども、連合消防団制のいわゆる指示、命令系統、この点が不明確という質問でございます。消防団の組織そのものというのは、地域住民の生命と財産を守ることと、住民に不安をできるだけ与えないということが大前提にあるのかなというふうに考えております。

従いまして、この点を十分考慮して、現行の消防団制や消防活動等、町村の消防団に混乱を与えない形にして、残して、新市の消防団体制ということで引き継いでいくということで、ご提案を申し上げたわけでございます。

指揮、命令系統については、具体的な形で現在の段階でお示しをすることができませんけれども、現行と大きく変わることをないように住民の皆さんに混乱を招かないように、合併準備室のほうで、調整をしていく必要があるだろうというふうに思います。当然のことながら、その際それぞれ各町村の消防団長さんがおられますから、十分ご意見をお聞きして、新しい指揮、命令系統の確立をしていきたいと、こういうふうに考えております。以上でございます。

芦刈会長

はい、お二人の方、議員さん再質問がございませんか。よろございますか。はい、その他ございませんでしょうか。よろございますか。

はい、協議第 33 号「消防防災事業の取扱い」につきまして原案通り賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、挙手全員であります。協議第 33 号「消防防災事業の取扱い」につきましては、原案の通り決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第 34 号「交通対策事業の取扱い」について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局（企画部会 江藤）

企画部会担当の江藤でございます。ご説明申し上げたいと思っております。

高齢化がますます進む新市にとりましては、特に高齢者等の交通手段を持たない方、こうした市民の方の便宜を図る上で公共交通体系の整備、充実というのは欠かせない重要な課題であると考えています。

そうした意味で、現行の公共交通体系をどうして維持していくかといった部分で、まず 1 点目が大野交通等をはじめとする民間バス会社の運行補助でございますけれども、これにつきましては、新市に引継ぎを行うということでございます。

そして各町村で自主的に運用をされておりますスクールバスまたは福祉バス合わせましてコミュニティバスという形の形態をとっております。現在、緒方町さんがスクールバス、福祉バスを合わせてコミュニティバスという形で運行しておりますし、清川村さんでも平成 16 年度から実施ということになっておるところでございます。

朝地町さんのほうにおかれましては、現在合わせた形で実施をしておる。そして大野町さんのほうでも来年度から福祉バスの実施も計画されておるといこういった状況がございます。

そうしたことも含めまして、交通対策事業の取扱いにつきましては、まず 1 点目につき

まして、地方バス路線維持費補助制度については、新市に引き継ぐ。

2点目コミュニティバス、福祉バス及びスクールバスについては、現行の通り新市に引き継ぐ。ただし、運営形態を含み運行全般にわたり、新市において調整するということが前回提案したポイントでございます。説明終わります。

芦刈会長

はい、説明が終わりましたが、要望、意見等ございませんか。どうぞ。

山村 委員（犬飼町長）

犬飼でございますが、過疎バス、スクールバスについては現行、各町村の考え方で運行されておりますが、合併後の新市においては、一定の基準を速やかに作るべきという意見が多々ありました。

本町で協議の結果、調整案のただし以下を「ただし、運営形態を含み運行全般にわたり、一定の基準を作り、新市において速やかに調整する」と変えていただきたいという案がございます。できれば修正をお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

芦刈会長

はい、その他ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

浅野 委員（朝地町義会議長）

朝地町です。今、新市に過疎バスの運行を引き継ぐということがございますので、それで結構と思います。ただ特別、要望してほしいというまちづくり委員会での意見が出ておりますので、これは要望したいと思います。

本町は過疎路線の温見線において150万円の補助を出しております。合併後、150万円の助成が厳しいということも考えられますが、ぜひともこれは、今、町民の足となっておりますので、ぜひ残していただきたいと要望いたしておきます。終わります。

芦刈会長

はい、その他ございませんでしょうか。はい、犬飼町からこの交通対策事業の のほうの後半でございますが、全般にわたり一定の基準を作るということを挿入してもらいたいという修正の要望が出ておりますが、事務局の考え方、提案を申し上げます。

事務局（企画部会 江藤）

事務局の考え方といたしましてご回答申し上げたいというふうに思います。

今、犬飼町長さんからお話ございましたように、一定の基準を作るということでございますけども、これは3月31日が合併の期日でございますけども、4月1日からですね、当然これは運行するということでございますので、当然合併準備室の段階で事実上のある程度の基準を作っていくということでございます。

例えば、一定の料金設定だとか、路線の設定だとか、こういうことを作りますので、いわゆる一定の基準は間違いなく作っていくわけでございますので、そういったことも含みまして、幹事会での調整案は全般にわたり、新市において調整をするということにしておるところでございます。ご理解をお願いします。

芦刈会長

はい。

山村 委員（犬飼町長）

説明がございましたが、犬飼町の意見としては、一定の基準を作って速やかに調整をしてもらいたいというのが案でございましたけども、事務局の説明で原案の通りで結構です。

芦刈会長

はい。

事務局（企画部会 江藤）

はい、朝地町さんのほうのご意見でございますけども、これは要望に沿う形で、地方バス路線維持費補助制度については、新市に引き継ぐということになっておりますので、ご要望に沿うように努めてまいりたいというふうに思います。

芦刈会長

はい、そのようなことでございまして、他にご意見等ございませんでしょうか。はい、それでは協議第 34 号について原案の通り賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、挙手全員であります。協議第 34 号「交通対策事業の取扱い」につきましては、原案通り決定させていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第 35 号「建設事業の取扱い(その 1)」について、を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

事務局（建設部会 隈田原）

建設部会担当の隈田原であります。今回、建設事業の取扱い(その 1)ということで、都市計画の取扱いということで、前回提案いたしております。

資料をご覧なれば分かる通り、現在 5 町 2 村の中で都市計画を設定しているのは、三重町のみでございます。他町村において、合併までに都市計画等の設定をするという計画がないということでございますので、三重町の都市計画をどうするかという形がポイントになるかと思っております。

そこで、幹事会、建設専門部会等の案といたしまして、都市計画区域等は現行のまま新市に引き継ぐという形で、提案をいたしております。以上で審議のほどよろしく願います。

芦刈会長

はい、協議第 35 号につきまして、説明申しましたが、何か意見等はございますか。よろしいですか。

はい、それでは協議第 35 号について、原案通り賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、挙手全員であります。協議第 35 号建設事業の取扱い(その 1)については、つきましては、原案の通り決定させていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第 36 号「上下水道事業の取扱い(その 2)」について、を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

事務局（建設部会 隈田原）

はい、続きまして隈田原のほうから説明させていただきます。上下水道事業の取扱い(その 1)ということで、前回、上水道、下水道等については、説明、提案をいたしました。今回、(その 2)ということで浄化槽の設置の取扱いについて、ご提案をしております。

前回、ご説明申し上げた通りでございますが、浄化槽については、町のほうが設置をして、町のほうで維持管理をしていく市町村設置型という補助制度と、個人が設置して、個人が管理するものに対して補助をしていくという個人設置型の二通りがあるという形でございます。

その中で市町村設置型は、緒方町のみが 5 町 2 村の中で実施していると。他の町村については、個人設置型という形の補助制度を利用して実施しているということで、この件につきまして、建設専門部会で 2 回、幹事会も 2 回行いまして、協議いたしました。

下水道等の整備等もなかなか進捗が悪いわけですが、今後の浄化槽の設置推進は、進め

る必要があると。市町村設置型の事業も悪い事業ではないのだが、新市になっていきなりすべてを市町村設置型に移行するのは困難ではないかという形の意見が出まして、幹事会案といたしまして、浄化槽設置事業は現行の通り新市に引き継ぎ、段階的に浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）に移行する。ただし、使用料については、新市において調整する。それと浄化槽の設置者助成金は、合併時に廃止するという形で前回提案をいたしております。審議のほどよろしくお願いいたします。

芦刈会長

はい、協議第 36 号につきまして、説明を申し上げましたが、意見、要望等がございますか。はい、どうぞ。

佐藤 委員（犬飼町新市まちづくり委員長）

犬飼町のまちづくり委員会で出ました意見でございますが、し尿処理のし尿の収集等を含む維持管理料の問題についてでございますが、この協議項目の中では、協議する内容ではないと思われませんが、広域連合等におきまして十分検討していただきたいというご意見でございます。この原案については、賛成でございます。

芦刈会長

はい、その他ございませんでしょうか。はい、先ほど要望と申しますが意見が出されましたが、料金の件でございますが、それについてはまた広域連合で処理をしていくということでございますので、また町村長さんを通じて職員さんにはお知らせをするというふうに思っております。よろしく申し上げます。

はい、それでは協議第 36 号について、原案の通り賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、挙手全員であります。協議第 36 号「上下水道事業の取扱い（その 2）」については、原案の通り決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第 37 号「地籍事業の取扱い」について、を議題とさせていただきます。事務局、説明をお願いします。

事務局（建設部会 隈田原）

はい、引き続きまして隈田原のほうからご説明を申し上げます。

地籍調査事業につきましては、犬飼町につきましては、すでに 100%完了しております。緒方町につきましては、ほぼ 8 割程度が完了しているという状況の中で、他町村につきましては、10%前後という形でちょっと遅れているのではないかなという状況であります。

この中で今後、地籍調査事業をどうするかという話の中で、すでにもう 100%終わっているところと何が変わっていくのかという点で、税負担の公平の観点という部分もございまして、地籍調査事業が今後も重要であるという意見に達しまして、提案といたしまして、地籍調査事業については新市に引き継ぐという形で前回提案をいたしております。協議のほどよろしく申し上げます。

芦刈会長

はい、協議第 37 号の説明が終わりましたが、何か意見、要望等ございますか。はい、どうぞ。

浅野 委員（朝地町議会議長）

犬飼町さんのほうは、早く終了されているんですね。ちょっと、私お聞きしたんですが、その測量の方法が現在の方法とちょっと違って、若干の相違が出るという話をうかがっておるのですが、その辺のことはどのようにされているのか。事務局のほうで把握されておるのでありましたら、ちょっとお知らせいただきたいんですけど。

芦刈会長
事務局。

事務局（建設部会 隈田原）

それでは、私のほうで説明を申し上げたいと思います。犬飼町さんについてはですね、昭和45年からですね、測量をしております。当時の測量方法はですね、例えば、ビニールテープ等を引っ張るといって、今の一般測量に比べてはるかに精度等も低いというような状況の中で測量をしております。

今の言われておりますのは、数値情報化ということが言われております。それはですね、全部電子化コンピュータの座標という形で、全部電子化していくという作業が問題になっております。それにつきまして、あとで準備室のほうで、整理をしていくわけですが、今現在、新たにやっているところにつきましては、測量の数値をそのまま移行できると。犬飼町においては、まだまだひとつずつ情報保管ができていないということもございませう。その辺については、先ほど言いましたように、準備室のほうで整理していくという形になるかと思っております。

芦刈会長

よろしいですか。はい、その他ございませうか。はい。

山村 委員（犬飼町長）

犬飼町ですが、先般、協議のところでもご説明申し上げましたし、今、事務局のほうからも説明がありましたが、犬飼町は地籍調査が全部終わっております。そういう関係で早く各地区の調査が終わって、公平に税の負担をしていただきたいという、こういう意見でございませう。これはあえて各町村とも終わることをお願い申し上げる意見でございませう。

芦刈会長

はい、ただ今、終了するようという要望でございませう。その他ございませうか。よろしいですか。はい、協議第37号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。協議第37号「地籍事業の取扱い」につきましては、原案の通り決定をさせていただきます。ありがとうございます。

続きまして協議第38号「定住促進事業の取扱い」について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局（企画部会 江藤）

企画部会の江藤でございませう。私のほうからご説明申し上げます。

定住促進事業でございませうけども、平成の初めに過疎対策ということで、大分県のほうから条例を作って先見的にこうした定住対策をやりなさい。というようなことで、大野郡5町2村も平成6年、7年度から条例を策定しながら定住促進事業をして来ているところでございませうけども、そもそも行政の施策というのは、ひとつひとつの分野において定住に対する施策を中心にしてまいっておるところでございませう。近年でありますと、交流という概念も出てまいりましたけども、もともとは定住を促進するために、それぞれ行政が施策を展開しておるといってございませう。例えば、この条例に基づいて転入祝金等がございませうけども、すぐ転入祝金をやったら、その方々がすぐ1カ月もしないで転居してしまったというようなことがございませう。この定住促進条例そのものが、必要なのかどうかというような議論から作業部会、専門部会、幹事会等でも議論してまいってきたところでございませう。

そうした意味では、それぞれの分野において、今後、定住促進を図る施策をすれば、あえて定住促進条例に基づいた定住促進事業というのは、必要ないのではなからうかという立場から、この定住促進条例については、合併時に廃止をしていきたいと思います。ただし、出

産祝金制度、そして住宅補助制度については、別の条例を作って、そこで制度化していきましょう。ということとします。

そして4番目には、特に空家というのは年々増加しておりますし、その対策については、定住促進を図るとともに景観の保全とか防犯対策にも通じるということから、新市において抜本的な対策を講じましょう。というようなことで、この定住促進条例の取扱いについてまとめてきたポイントでございます。以上、報告いたします。

芦刈会長

はい、ただ今、事務局のほうから説明を申し上げましたが、意見、要望等はございますか。はい、どうぞ。

佐伯 委員（大野町長）

大野町でございます。定住促進条例につきましては、各町村でいろいろと期待がございますし、また新市になってどうかという問題もありますので、この定住促進条例は、合併時に廃止するということについては質問がございませんが、定住促進条例によりまして各町村が一定の効果というのを果たしてきたのも事実でございますし、これから新市となりましても、特に過疎町村におきましては、この定住促進対策が非常に重要な課題でございます。

それで、提案の中の定住促進対策の基本的な考え方というところに、定住対策は新市においても重要な課題のひとつであるが、どのような分野において、どのようなメニューが必要なのかを新市において抜本的に見直すことが必要であるという、こういう基本的な考え方が出されておりますが、このことがこの事項の中に盛り込まれていないようにありますので、この の最後に「なお、定住促進対策については、新市において抜本的な対策を講ずる」という文言を入れていただきたいという意見が出ておりますので。

芦刈会長

はい、その他にございませんか。はい、どうぞ。

佐藤 委員（犬飼町新市まちづくり委員長）

犬飼町でございます。合併いたしましてすぐに過疎化が危ぐされるということのないように、また特に周辺地域の過疎化が危ぐされることのないように、人口が増加するような施策を強く要望するという意見がございましたので、申し上げまして原案に賛成をいたします。

芦刈会長

はい、その他ございますか。はい、それでは先ほどの大野町長さんからの についての修正案の要望が出ておりますが、事務局、説明を。

事務局（企画部会 江藤）

はい、それでは大野町長さんのご発言に対する考え方をご説明申し上げたいというふうに思います。先ほど少しお話を申し上げましたが、そもそもこの行政がやっているすべての施策というのが定住につながるという考えのもとでございます。

従って例えば、商業後継者、農業後継者とした後継者の問題は、当然、農業分野でも扱っておりますし、商工業の中でも扱っております。

そうした意味では、あえて定住促進事業というような形で、それも条例を作る必要がないのではなかろうかというようなことで、そうした施策の中で、それぞれやっていくことが本来ではなかろうかという意味で、ここで基本的な考え方と書いておりますように、そもそもひとつの事業、定住というひとつの事業として特化するものではないんじゃないだろうかというようなことでございます。

それは、農業分野で例えば、農業後継者の問題等ですね、十分話していただいてどういう定住につながる施策が必要なのかということを考えていただければ結構なのではなからうかという意味で、そうした意味でこうした定住という枠でとらえなくて、それは農業政策の中で、または子育て制度の中でという、それぞれの分野の中で考えていただければいいのではなからうかという考え方のもとで、こうした調整案になったわけでございます。

芦刈会長

はい、どうぞ。

佐伯 委員（大野町長）

あえて定住促進の条例を存続してほしいということではありませんで、この協定の案からいきますと、条例は合併時に廃止すると。それから 項で出産祝金制度、 項で住宅補助金制度、 項で空き家という で特別な何項目か出ておりますが、それらを含めまして定住促進対策をやはり実施して、抜本的に対策を講じてほしいという意味でございます。

芦刈会長

はい、今、大野町さんから に追加としての定住促進対策をこうしてほしいということの追加の修正要望が出ておりますが、その他の各町村の委員さんがどういうご意見か、もしあれば。はい、どうぞ。

若松 委員（犬飼町議会議長）

大野町の町長さんからね、本当に貴重な意見が出たのですよね。やはり周辺町村というのは合併によって、俺の町は、私の村は、過疎化がより進まないかというような観点からですね、ぜひとも合併協定の時に、ですね、項目の中にそれだけのものを付け加えてくれと、まあ事務局のほうも、それは一生懸命原案を作ったと思うですけども、さらに良い修正案があるのなら、地域住民の人が合併によって、前回も言いましたけどもね、サービスは低下する、負担は高くなる、俺の町はさびれるのではないかというような気持ちがあるのですが、その項目を入れることによってですね、みんなが安心してああ良かったなあと、本当に21世紀にふさわしいような夢と希望のある地域づくりができるなあということなら、ぜひとも私は、大野町の町長が言ったその項目を追加して修正案として特にお願いをしたいと思います。以上であります。

芦刈会長

はい、今、犬飼の議長さんから修正案について賛成という意見がありましたが、他の委員さんご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

衛藤 委員（清川村新市まちづくり委員長）

清川村ですが、やはり同じような意見が実はあるわけでありまして。

空き家がだいぶ出ていまして、ここに書いてありますように、景観から、防犯から、出ていった人に原因があるわけですけども、全く放棄して地域の人に迷惑をかけておると。そういうのもあります。

しかし、清川村のまちづくり委員会では、空き家対策というのが簡単ではないですね、難しいけれども現状では、やはりいけないだろう。特に新市の計画の中でこれは強く取り上げるべき事項であり、従って大野町の町長さんの修正案で私は良いと思います。強調して強く取り上げる施策が必要であるという意見がありましたから、大野町町長さんの意見を評価して、清川村としても賛成したいと思います。

芦刈会長

はい、それではちょうど1時間経過をいたしましたので、ここで10分間休憩をいたします。2時40分までです。その間に、今、犬飼町それから清川村さんから追加修正でも良いのではなかろうかというようなご意見が出ておりますので、その辺の協議をお願いいたします。

----- (休憩) -----

芦刈会長

はい、協議を再開いたします。ただ今、大野町さんから修正要望が出ておまして、犬飼町さん、それから清川村さんから賛成のご意見をいただきましたが、この修正案を事務局のほうで整理をいたしまして、ただ今からその修正内容についてちょっと読み上げさせていただきます。

事務局

それでは口頭で読み上げましてご確認をいただきたいというふうに思います。先ほど大野町の町長さんから、の中の「保障する。」の後に「なお、～」という項目を追加するようなご説明がありましたけども、定住促進については、地域において抜本的な対策を講じるということを全面に打ち出しをしたいということで、の冒頭に持ってまいりまして、「定住促進については、新市において抜本的な対策を講ずる。なお、定住促進条例については、合併時に廃止する」うんぬんというふうに続けたほうが良いのではないかとというふうに、事務局としては考えてございます。

ただし、の最後が「抜本的な対策を講ずる。」、その場合ダブリますので、新市における大きな課題のひとつとして総合的に検討するというのを、空き家の部分の文末をまとめていきたいというふうに思います。こういう案でどうだろうかという事務局の考えでございます。よろしくご検討をお願いしたいと思います。

芦刈会長

はい、それではただ今、事務局のほうから案として口頭で読み上げたわけですが、それぞれの町村で休憩中に協議がされたというふうに思っておりますので、ご意見を伺いたいと思っております。三重町さんから。

生野 委員（三重町議会議長）

新市において定住促進事業については、今、事務局のほうから、どうかということですが、これについては賛成でございますけど、やはり周辺部とか中心部であるとか絶対的なことであるというように私どもは認識している。それで良いですか。特定のこととなれば悪いのではないかなあと思うのですが、全体的なことであれば結構でございます。

芦刈会長

清川村、どうぞ。

森 委員（清川村長）

清川村ですが、事務局案に賛成します。

芦刈会長

続きまして緒方町さん。

大塚 委員（緒方町新市まちづくり委員長）

この件につきましては、緒方町のまちづくり委員会でも相当論議されました。協議の結果、過疎、高齢化ということで周辺の住民にとっては、大変これは関心の高いことござ

います。この で何とかなるのかなということで賛成をしておりましたけども、この原案でこの文言を加えるということについては大賛成であります。

芦刈会長

はい、ありがとうございました。朝地町さん。

浅野 委員（朝地町議会議長）

私どもも大野町の町長さんがおっしゃったことに賛成で、今、事務局案で出たようにそれで良いと思います。

芦刈会長

はい、千歳村さん。

宮成 委員（千歳村新市まちづくり委員長）

千歳村のまちづくり委員会では、制度そのものはこうしてほしいというような意見も、出ておまして、事務局から出た修正案に賛成いたします。

芦刈会長

はい、犬飼町さんは、先ほど町長さんから意見がございました。三重町さんからは全体的なことであればということでもございましたが、その辺を確認させていただきます。そういうことでいいですか。

各委員

はい。

芦刈会長

それではこの協議第 38 号「定住促進事業の取扱い」につきまして、一部修正をして可決ということに賛成の方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございました。

協議第 38 号「定住促進事業の取扱い」につきましては、一部修正の上、決定をさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして協議第 39 号「その他の事業の取扱い(その 1)」について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局（企画部会 江藤）

その他の事業の取扱いということで、今回は(その 1)でエネルギー対策の取扱いについてご提案申し上げますのでございます。

エネルギー対策事業の取扱いでございますけども、現在、電源立地地域対策交付金事業、かつて水力発電周辺地域整備促進事業といわれていた部分が、5 町 2 村すべての町村で行われておるところでございます。

あと 2 点目が石油貯蔵施設立地対策等交付金事業。現在、大野町さん、犬飼町さんのほうで実施されております。大分市の火力発電の関係で周辺町村に交付金があるという事業でございますけども、この 2 つの交付金事業については、新市に引き継ぐということであって、そして独自事業で、現在、大野町さんが行っております太陽光発電システムの設置事業でございますけども、これについては新市において調整するという、2 点で前回提案をしておるところでございます。ご審議よろしくお願いしていただきたいと思っております。

芦刈会長

はい、協議第 39 号につきまして説明申し上げましたが、要望とかございますか。よござ

いますか。

山村 委員（犬飼町長）

事務局の説明でよく分かっておるのですが、今、言いましたように石油備蓄の関係では、犬飼町は特別の交付金として特定地域に限ってやっておりますけれども、法改正とも分かりましたんですが、今、事務局の説明でそのまま新市に引き継ぐというご説明がございますので、原案には賛成でございますが、くれぐれもこの点に間違いのないようお願い申し上げます。以上です。

芦刈会長

ありがとうございました。それでは協議第 39 号につきまして、原案の通り賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、三重町からちょっと意見があります。

生野 委員（三重町議会議長）

意見ではなく質問でございますけども、今、5 町 2 村でちょっと 3,100 万ぐらいの交付金がきておるのですが、これがひとつの自治体になればどういうふうになるのか、3,100 万が全部くるのか、それがどうなっておるか伺いたいのですが。

芦刈会長

はい。

事務局（企画部会 江藤）

それは県の水資源土地対策室でも確認をいたしました。または新聞等も、電源三法の全面見直しというようなことも出たようでございますが、現在の段階で公に、公開というふうなことは確定がみてないようでございます。

ただし、その新聞の記事の様子から見たら、合併する前に合算をするというような書きぶりで載っておりましたけど、現在そういうことになるかどうか、最終的には分かっておりません。以上でございます。

芦刈会長

それでは協議第 39 号につきまして、原案の通り賛成の方は挙手をお願いをします。はい、挙手全員であります。協議第 39 号「その他の事業の取扱い(その 1)」については、原案の通り決定をさせていただきます。ありがとうございました。

以上で協議をいただきました 8 項目につきましては、これで終わりたいと思っております。大変ありがとうございました。

続きまして、これから新規提案 9 項目につきまして、順次、事務局のほうから説明を申し上げますので、どうぞよろしく願いをいたします。

最初に、協議第 40 号「交流事業の取扱い」につきまして、事務局のほうから説明を申し上げます。

事務局（企画部会 江藤）

交流事業の取扱いについてご説明を申し上げます。江藤でございます。

それでは 2 ページをお開きいただきたいと思います。現在、交流事業としまして、国内交流事業または国際交流事業等々実施しておるところでございます。まず国内交流の取扱いでございますけども、現在、朝地町さんのほうが大分市王子山の手町ということで、朝市の交流というような形を実施しておるところであります。

また、大野町さんのほうが炭焼きの体験というようなことで、大分市在住の大分市民の方を対象にしながら体験事業。こうした交流事業を行っております。

そして国際交流の取扱いでございますけども、清川村さんのほうで釜山広域市長安邑と

平成6年度から交流を始めておるところでございます。

そして緒方町さんのほうが平成9年度から人材育成事業海外研修という形で、平成15年からはドイツ連邦共和国でございますけども、国際交流委員の出身の国を訪れまして、こうした交流事業を行っておるところでございます。

そして2ページから3ページでございますけども、三重町のほうで日中農業研修交流事業ということで、湖北省荊州市荊州区との交流ということでございます。これについては、向こうから数名、1年間、三重町のほうに受け入れをしているということでありまして、清川村さんのほうでも、先ほど説明申し上げました長安邑の方々がこちらのほうに、清川村のほうにホームステイをしているということでございます。

あと、語学指導等を行う外国青年招致事業でございますけども、JETプログラム事業といわれておりますが、清川村、緒方町そして朝地町で国際交流委員の方を1名招致しております。

残りの4町村につきましては、ALT、外国人語学指導助手ということで、主に中学校に先生の助手というような形で派遣をしておるところでございます。

あと友好姉妹都市の関係でございますけども、千歳村さん以外は、ご覧のようにそれぞれ友好姉妹都市関係を結んでおるところでございます。

4ページでございますけども、友好姉妹都市の関係でどのような活動内容を行っておるかというようなことも掲載しております。

4ページのその他の交流事業ということで、在京の地元町村人会がそれぞれございますので、そうした活動をしております。

その他の交流事業ということで、三重町がAPU立命館アジア太平洋大学との交流、そして朝地町が佐賀関の神崎漁協との交流、そして大野町さんが日本文理大学NBUとの交流。こうした交流も近年持たれておるところであります。

交流支援組織としまして、清川村さんが長安邑との交流を民間レベルで広めていこうというようなことで、日韓国際交流協会ということを持っております。そして年間80万円の補助金を支給しています。

5ページをご覧になっていただきたいと思いますが、先進事例といたしまして、全国そして県内の先進事例を載せておるところでございますけども、この国際交流または国内交流、いわゆる地域間交流につきましては、ずっと積み上げた経験といえますが、そうした人とのつながりや事業とのつながりとしたものがございますので、おおむね新市に引き継ぐという調整案がどこも多いようでございます。

大野郡5町2村の基本的な交流事業の考え方としまして、交流事業は、他地域の風習・文化、産業等を学び、友好の輪を広げるとともに、住民にとってはふるさとの自然や歴史、そして先達の偉業を再確認・再発見することによって、郷土への誇りや愛着心を喚起する地域づくりの原点である。

地域づくりに関し、地方においては「定住」が困難な状況にある中、「交流」が活力の源となることから、国内外のさまざまな地域との交流が盛んに行われている。従って新市においても、国内外の交流事業を積極的に展開し、地域の情報発信力を高めながら、活力と魅力あふれるまちづくりを推進する。こうした考え方のもとに、5点ほど整理をしています。

その調整案につきまして、1ページ目または2ページ目の右端をご覧になっていただきたいと思いますが、1番目の地域間交流事業については、地域間交流事業というのは、国内、国際交流事業すべて入りますが、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。

2番目の語学指導等を行う外国青年招致事業については、新市に引き継ぐ。ただし、国際交流委員及び外国語指導助手の配置については、合併までに調整する。

3番目の友好・姉妹都市については、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。

4番目のその他の交流事業については、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内

容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。

5番目の国際交流事業の推進にあたっては、行政と民間の連携または棲み分けを図ることとし、支援組織としての国際交流協会（仮称）であります。新市において設置する。

以上、5つの調整方針をご説明申し上げながら、持ち帰り協議をお願いしたいと思っております。以上です。

芦刈会長

はい、協議第40号につきまして、説明を申し上げましたが、何か質問等はございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして協議第41号「児童福祉事業の取扱い」について事務局のほうから説明をお願いします。

事務局（民生部会 内田）

事務局民生部会担当の内田でございます。

私のほうから協議第41号児童福祉事業の取扱いについての提案内容を説明させていただきます。児童福祉事業の取扱いにつきましては、中項目で児童福祉事業の取扱いと母子・父子福祉事業の取扱いについて2つ挙げています。

まず2ページ目ですが、中項目の児童福祉事業の取扱いについてであります。小項目1、次世代育成支援対策ですが、昨年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、平成16年度中に計画の策定が必要となっている現状があります。そのため各町村での計画策定作業が行われるわけですが、事務レベルで事前にすり合わせができるものについては、できるだけ調整して策定し、新市発足後、速やかに計画の調整が必要であると考えられます。

手当等制度についてですが、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当ともにそれぞれ国の制度に基づき実施されていますので、現行の通りで行うことで良いと考えられます。

乳幼児医療費助成事業についてでありますけれど、単独事業としまして清川村、朝地町、大野町で未就学児に対する入院及び入院食事療養費以外の医療助成を行っています。これまで、作業部会、専門部会で協議した中では、実施している3町村は継続の希望がございました。継続して実施をする場合は、予算の問題がありますが、対象年齢の見直しや自己負担額の設定等さまざまな調整方法を検討しながら実施の方向で合併までに調整することが必要であると考えられます。

子育て環境整備施策ですが、3ページをご覧ください。児童館は、三重町、朝地町、大野町、犬飼町で設置されています。ただし、運営主体、開館時間、休館日に差異がございました。放課後健全育成事業（児童クラブ）ですが、三重町、緒方町、大野町、千歳村で実施されております。しかしながら、ここでも運営主体、開館時間、休館日と差異がございました。

また次のページですが、緒方町で地域子育てサポート事業を実施しています。実施内容は、保育所の保育開始前や終了後も、子どもを預かったり、子どもの送迎、急病、急な用事といった際の子どもの預かりを行っているということになります。以上のように子育て環境整備施策については、それぞれの形態に差異が多く、その内容もさまざまありますので、合併時は現行の通り新市に引き継ぎ、新市において調整することが適切であると考えられます。

続きまして5ページをお開きください。中項目の母子・父子福祉事業の取扱いについてであります。上段の医療費助成ですが、父子家庭医療費助成事業は、現在、三重町、緒方町、朝地町、大野町で行っています。この事業につきましては、所得制限もありますので、継続して行う方法でどうかという意見が出されております。

次の寡婦医療費助成事業につきましては、継続して実施していくことが適切ですが、その助成額は6町村が実施している3分の1の方向で良いという意見が出されております。

その他の施策につきましては、三重町で母子・父子児童等福祉手当を支給していますが、単独町村での実施ということを見ると、新市では難しいのではないかという意見が出されています。

その他、母子会事業につきましては、団体規模が大きくなることや事業内容や委託先等を総合的に検討し、見直しが必要になってきます。従いまして、現在各町村で行われています母子・父子福祉事業の取扱いにつきましては、合併時に統一した形のサービス提供が必要であり、合併までに調整することが必要であると考えられます。

以上のことから児童福祉事業の取扱いにつきましては、

中項目 1. 児童福祉事業の取扱いについては、次世代育成支援対策行動計画については新市発足後、速やかに計画の調整を行う。

2 番目に児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当については、現行の通りとする。

3 番目に乳幼児医療助成事業については、実施の方向で合併までに調整する。

4 番目に子育て環境整備施策については、現行の通りとし、新市において調整する。

中項目 2 番目の母子・父子福祉事業の取扱いについては、合併までに調整する

をご提案申し上げます。以上、児童福祉事業の取扱いについて説明をさせていただきました。

芦刈会長

はい、協議第 41 号についての説明を行いました。何か質問等はありませんでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

続きまして協議第 42 号「人権教育・同和対策事業の取扱い」について、を事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（民生部会 内田）

協議第 42 号「人権教育・同和対策事業の取扱い」について提案内容の説明をさせていただきます。

人権教育・同和対策事業の取扱いにつきましては、憲法に記載されている基本的人権にかかわるものであり、その人権意識の高揚を図るため、新市においても全市的な取り組みとして推進していく必要があるかと思われまます。

それでは 2 ページ目をご覧ください。左からの小項目上段から各町村の条例・規則、行政組織、加入団体を載せています。

小項目 4 の人権教育・啓発計画におきましては、平成 7 年から平成 16 年までの 10 年間を人権教育のための国連 10 年とする中で、各町村すべて独自の行動計画を策定しておるところであります。人権教育・啓発事業は、町村ごとにその取り組みを行っています。

次のページをご覧ください。同和対策事業については、三重町と大野町で実施されていますが、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は、平成 13 年に終了し、一般対策への移行がなされたところです。助成事業や補助事業は、資料にあります各事業の中で取り上げられています。これまでの状況や経過を踏まえつつ、そして関係団体との協議を重ねつつ、新市においての取り組みを協議し、調整していく必要があると思われまます。

人権に関連する施設等ですが、隣保館、集会所、児童館を載せていますが、現在、人権相談、人権教育、福祉健康教室等の拠点として活用されています。

以上のことから、人権教育・同和対策事業については、その重要性も踏まえ、新市において現行を基本に引き続き取り組むものとする。また、条例・規則の制定、行政組織の設置等、新市において速やかに取り組むものとする。をご提案申し上げます。

以上、人権教育・同和対策事業の取扱いについて説明させていただきました。

芦刈会長

はい、協議第 42 号について説明を申し上げましたが、何か質問等ございませんでしょうか

か。よろこびますか。はい、ありがとうございます。

続きまして協議第 43 号「保育事業の取扱い」につきまして事務局のほうから説明を申し上げます。

事務局（民生部会 内田）

はい、協議第 43 号「保育事業の取扱い」についての提案内容を説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。公立保育所運営事業の保育所数をご覧くださいいただければ分かると思いますが、現在 7 力町村で公立保育所、私立保育所、へき地保育所等町村単位でさまざまに保育所運営がなされています。

保育時間をご覧ください。ここでは、公立の様子しか載せていませんが、三重町は 7 時から 19 時、清川村と朝地町は 7 時 30 分から 17 時 30 分、緒方町が 7 時 30 分から 18 時 30 分、犬飼町が 7 時から 18 時と差異がございます。保育時間については、現在、地域のニーズに応じてさまざまな保育事業の取り組みが行われており、職員体制が保育所単位で違う現状がございます。

また保育料についてであります、4 ページから 5 ページをご覧ください。公立保育所を運営している 5 力町村の保育料徴収基準額表を記載したものであります、5 力町村で階層区分別の徴収基準額に差異がございます。新市で保育時間と保育料に不均衡が生じることは好ましくないことから、統一の方向で合併までに調整することが望ましいと考えられます。

2 ページにお戻りください。下段のほうですが、特別保育事業について記載していますが、延長保育促進等事業、乳児保育促進事業、地域子育て支援センター事業、保育所地域活動事業等、国に基づいて町村単位でさまざまな事業が行われているところであります。従いまして、現在特別保育事業を承継することを基本に、新市において実施することが望ましいと考えられます。

障害児保育対策事業については、各町村でその取り組みは可能であり、現在三重町、犬飼町で行われていますが、現行を基本に新市においても実施することが望ましいと考えられます。

私立保育所補助等事業については、大野町に補助事業がありますが、関係団体との協議を重ね、新市においての方向を決める必要があり、合併までに調整することが必要であると考えられます。

以上のことから保育事業の取扱いについては、

保育時間、保育料徴収基準額及び算定の特例については、統一の方向で合併までに調整する。

特別保育事業については、現行を基本に新市において実施する。

障害児保育事業については、現行を基本に新市において実施する。

私立保育所補助等事業については、合併までに調整する。

をご提案申し上げます。以上で保育事業の取扱いについての説明をさせていただきました。

芦刈会長

はい、協議第 43 号につきまして説明をいただきましたが、質問等がございませんでしょうか。よろこびますか。はい、ありがとうございます。

続きまして協議第 44 号「生活保護事業の取扱い」について事務局のほうから説明を申し上げます。

事務局（民生部会 内田）

はい、協議第 44 号「生活保護事業の取扱い」についての提案内容を説明させていただきます。

資料の 3 ページをご覧ください。左上の留意事項であります、読み上げますと、国等の制度に基づいて実施している事業は現行の通りである。ただし、市は福祉事務所を設置しているが、町村の生活保護法に基づく事務のほとんどは都道府県の福祉事務所が事務を

行っている現状にある。従って市と町村が合併する場合、または町村が合併により市となる場合、これらの事務が合併を機に新市に移管されるため、事前の事務引き継ぎや福祉事務所の新規設置、事務量の増加による職員の配置における配慮等が必要となるとなっております。

資料2ページをご覧ください。小項目としまして各町村の生活保護事業の現状を載せています。生活保護事業の取扱いについては、現在、県の福祉事務所を中心に事業が行われていますので、各町村間での事務の差異は少ない現状にあります。

新市になりますと、市の福祉事務所が設置されますのでそこで法令に基づき実施していくことになると考えられます。従いまして、生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、法令に基づき実施する。をご提案申し上げます。以上、生活保護事業の取扱いについて説明をさせていただきました。

芦刈会長

はい、ただ今、協議第44号につきまして説明を申し上げましたが、何か質問等ございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。

続きまして協議第45号「商工観光事業の取扱い(その1)」について、を事務局のほうから説明を申し上げます。

事務局(産業部会 和田)

産業部会担当の和田です。よろしく申し上げます。それでは商工観光事業の取扱い(その1)についてご提案させていただきます。

資料2ページをご覧ください。小項目の商店街支援事業について説明させていただきます。現在、支援事業を町村単独として行っているのは、千歳村だけであります。しかし、この事業につきましては、必要に応じて国や県の事業を取り入れ、三重町や大野町、または他の町村においても過去に行われてきた経緯がございます。

現在、千歳村が行っている単独事業につきましては、近年行事が無いということでありますので、この制度をこのまま新市に引き継ぐことは困難であり、商店街の活性化は重要な事業であるので、新市において必要な施策を実施することが必要であるとの産業部会の意見でございます。

次に、融資制度についてご説明申し上げます。この制度につきましては、各町村とも特別小口融資制度や施設の改修等の融資制度を実施しております。特別小口融資制度につきましては、町村での差異がほとんどございません。制度としては、町村に居住している商工業者や中小企業者が対象であります。

事業資金の融資を円滑にするために、大分県信用保証協会の保証する融資に対して、損失の補償をするという制度であります。また、施設改修関係の融資制度につきましても、現在、大野町と緒方町で実施されておりますが、これも同様に利子補給に対する制度でございます。しかし、最近の経済情勢や商工情勢や中小企業人に対する他の融資制度等が整備されたなどの経緯もありまして、利用者が減ってきている状況にあります。しかしながら町村においては、現在の融資制度で融資を受けている業者もあり、制度を廃止すると業者が経費を被る等の状況もあります。

続きまして企業誘致事業について説明をいたします。現在、企業誘致制度を設けているのは、三重町、朝地町、大野町でございます。さらに誘致企業に対して地方税法に定める固定資産税等の優遇措置以外の制度を実施しているのは、三重町だけであります。三重町の制度につきましては、工業団地等に企業を誘致した場合に奨励金の交付、用地のあっせん、水道や道路の関係施設整備を行うなどの名義の補助を行っております。

商工関係事業の取扱いについての説明内容であります。3ページをお開きください。観光事業の取扱いについて説明をさせていただきます。

小項目の観光協会についてですが、観光協会につきましては、現在、千歳村以外の町村で設置されております。運営内容や補助金の内容についてそれぞれ差異がございます。補

助金につきましては、主にイベント関係の経費を運営補助と合わせて交付している市町村とイベントを町村主体で行っている町村の違いによるものが大きいものです。

次に、観光振興事業について説明いたします。観光振興事業につきましては、それぞれの町村の観光事業の状況により、開催時期や期間が異なりますが、同じような時期に同じような事業が行われていたりする状況もありますので、作業部会、専門部会で協議を進めましたが、合併までに各種の事業をすぐに統一することは難しいであろうと。その理由といたしましては、事業の中には半年前から1年前にすでに準備をしなければならぬものや実行委員会形式で行っている事業、観光協会が委託されている事業、さらには町村が事業主体で行っている事業等の形態もさまざまありますので、統一をすることが難しいということであります。

以上のようなことから、観光の振興につきましては、新市においても大きなウエイトを占め、新市としてのイメージアップや一体感を作り出すためにも、新市における観光振興計画を早急に策定し、引き続き観光振興を行っていくことが重要であると考えます。

それでは資料の4ページをお開きください。これまで口頭で説明申し上げましたが、参考資料というので、提案の趣旨をそれぞれ簡単にまとめさせていただいております。内容が重複しますので、のちほどご一読ください。

先進事例につきましては、商工関係事業については、佐伯南郡の場合、商工・観光・労働関係事業の取扱いについては、商店街等活性化事業補助金については、新市においても現行の通り実施するということとあります。

佐伯市中小企業振興資金融資事業は、新市においても引き続き実施する。佐伯市中小企業振興資金融資損失補償については、新市においても引き続き実施する。というのが載っております。

宇佐両院については、企業誘致事業については、現行の通りとする。融資制度については、合併までに統一を図る。ただし、現行制度の適用を受けているものについては、現行の通りとする。竹田直入地域では、市町単独の商工振興施策については、竹田市の例により新市に引き継ぎ、合併後に調整する。というようなことが決められております。

観光関係の先進事例を申し上げます。宇佐両院については、観光協会は、合併後、速やかに新市の観光協会を設置するように調整する。

竹田直入地域におきましては、観光振興施策については、新市において速やかに観光振興計画を策定し、振興を図る。観光協会については、合併後に統合できるように調整に努めるというふうな先進事例の取り上げでございます。

資料の1ページにお戻りください。これまでの説明の復唱といたしまして、商工観光事業の取扱い(その1)について、でございます。

1. 商工関係事業の取扱いについて、

商店街支援事業については、合併時に廃止する。ただし、商店街の活性化施策(事業)については、新市において調整する。

各種融資制度については、合併時に統一する。ただし、合併前に適用されたものについては、現行の制度を保障する。

企業誘致事業については、合併までに調整する。

2. 観光事業の取扱いについて、

観光振興計画を合併後速やかに策定する。

新市の観光協会については、合併後速やかに設置できるよう調整する。

観光振興事業については、新市において調整する。以上をご提案申し上げます。なお、補足でございますけども、専門部会案では商工会の取扱いについて述べておりますが、商工会につきましては公共的な団体の取扱いということで、今回、商工会に関する記述を削除させていただきました。次回は、観光関係施設の取扱いについてということで(その2)としてご提案いたします。以上です。

芦刈会長

はい、ただ今、協議第 45 号につきまして説明を申し上げましたが、質問等がございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして協議第 46 号「文化振興事業の取扱い」について、事務局のほうから説明を申し上げます。

事務局（文教部会 衛藤）

文教部会の衛藤です。協議第 46 号・協定項目第 47 号「文化振興事業の取扱い」について説明したいと思います。2 ページをお開きください。ここでは、各町村で文化財の保存や伝統芸能を継承するための事業と展開しているところですが、それらの事業について掲載をしたものです。まず指定物件管理事業として、千歳村を除く各町村で指定文化財等の管理、維持をするための補助等をしております。

その他、文化財保存団体や文化財研究団体の育成として、文化財愛護少年団、史談会、郷土史研究会等の育成等をしております。

また、特定文化財保存事業として、三重町では、虹澗橋の保存整備事業を野津町と共同でやっておりますし、緒方町では、国宝重要文化財等保存整備事業として、宮迫東・西石仏の覆屋建設、保存修理事業等を行っております。

また朝地町では、普光寺磨崖仏の懸造修理事業を実施しております。その他文化財清掃等事業をやっているところです。一番下に文化・芸術を継承する組織として、文化協会等の概要を記載しております。

次に 3 ページをお開きください。各町村の文化財の状況を掲載しております。

町村指定の文化財については、現在 5 町 2 村で 379 の町村指定の文化財があります。これと国、県またその他の分を合わせますと、約 500 の文化財が存在するというふうに記載しております。

4 ページからは、文化財の状況ということで、各町村の文化財について記載をしております。

次に 9 ページは、根拠法令として文化財保護法の抜粋と先進事例を記載しております。

これらに基づいて専門部会や作業部会で集約をしましたが、文化財の保存や伝統芸能の継承については、文化財保護法や文化財芸術振興基本法、各町村の文化財保護条例等でそれぞれ重要性やその役割についてうたっているところであり、現在地方公共団体もそれらの法律に基づいて施策等を講じているところでもあります。

従って新市移行後も文化振興のために、文化財の維持・管理や伝統芸能の継承に努めることが必要である。ただし、合併までに期間がなく、現時点で事業を調整するのは困難であるというふう集約をしております。

2 ページにお戻りください。調整の具体的な内容として、専門部会、幹事会案としまして、町村指定文化財については現行の通り引き継ぎ、補助事業等については、新市において調整するというふうにとまとめました。

なお、補足であります。三重町の真名野長者や清川の神楽など文化事業を各町村で取り組んでおるところですが、それらの文化事業の新市における方向性、方針等については、新市建設計画の中でふれていきたいというふう考えています。

以上、説明終わります。

芦刈会長

はい、協議第 46 号について説明を申し上げましたが、質問等はございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

続きまして協議第 47 号「社会教育事業の取扱い(その 2)」について、事務局のほうから説明を申し上げます。

事務局（文教部会 衛藤）

協議第 47 号・協定項目第 48 - 2 号「社会教育事業の取扱い(その 2)」について、を説

明したいと思います。

2ページをお開きください。この2ページから3ページにかけては、各市町村の生涯学習事業及び社会教育関係事業の取り組み状況を記載しております。

生涯学習及び社会教育事業につきましては、各町村では家庭教育から青少年や女性、高齢者教育まで、また人権教育やパソコン等活用した視聴覚教室、その他趣味を生かした公民館教室を開講する等各分野多岐にわたって住民に学習機会を提供し、サービスの向上に努めているところです。

続いて4ページをお開きください。4ページには、各町村が取り組んでいる図書活動事業と町村文化施設主催事業の概要について記載をしているものです。

図書活動事業につきましては、三重町と緒方町についてそれぞれ図書館を設置し、他の町村については、公民館の中に図書室を設けており、各種行事や移動図書館の事業を展開しながら、図書事業の普及に努めているところです。

また町村文化施設主催事業ですが、ここでは町村が受け入れ、運営している施設として緒方町の歴史民俗資料館、朝地町の朝倉文夫記念ホール、千歳村の幸寿美術館の事業内容について協議をしました。各施設とも常設展示をはじめ、各種イベント等を実施しながら文化芸術の普及に努めているところです。

5ページをお開きください。5ページから6ページにかけては、各町村で実施されているスポーツ行事や健康教室、それらに対する補助事業の概要について記載をしているものです。各町村ともいろいろな行事や教室等を開催しながら、住民に生きがいや活力の場を提供するとともに、体育協会やスポーツ少年団等の支援や各種補助制度を設けながら、スポーツの普及に努めているようです。

7ページをお開きください。ここでは、根拠法令につきまして社会教育法の抜粋を載せております。8ページには、先進事例を載せておりますが、この先進事例の大部分の協議会等が社会教育事業を新市に引き継ぎ、新市において事業調整をするという協定を結んでいるようです。

以上を踏まえまして、専門部会や作業部会で協議しましたが、生涯学習、社会体育事業については、現在、各町村で実施されている生涯学習関係及び社会体育関係の各学級や行事等がすでにその地域と密着したものがあり、地域や住民にとっては生きがいや交流の場になっていることから、新市においてそれらを急に廃止したり、統合したりすることが難しい。むしろ引き続き振興を図りながら地域間や住民の合意を図ることが大切であり、図書活動事業につきましては、新市においても三重町や緒方町の図書館を中心に各地域と連携を取りながら住民サービスの提供に努めることが大切であり、町村文化事業主催事業につきましては、それぞれの事業がその地域の特色を生かしたものやその地域のゆかりのある人物を顕彰した事業であることから、新市においても事業を引き続き振興を図ることが望ましいというふう集約をしました。

2ページにお戻りください。結論としましては、各町村で実施している社会教育事業(生涯学習事業・図書活動事業・町村文化施設主催事業・社会体育事業)については、引き続き振興を図り、効果的な運営ができるよう新市において調整する。というふうにとまとめました。以上で説明を終わります。

芦刈会長

はい、協議第47号について質問等がございますか。よろございますか。はい、ありがとうございました。続きまして協議第48号「その他の事業の取扱い(その2)」について、を事務局のほうから説明をお願いします。

事務局(企画部会 江藤)

その他の事業の取扱い(その2)についてについてご説明申し上げたいと思います。

今回は、(その2)でコミュニティ施策の取扱いを取り上げています。新市になりまして、合併を機に、いかに行政の中に住民の方々が参画をしていただくかというのがひとつ

の大きな鍵だろうというように思います。また、合併によりまして地域がさらに拡大をする中で一番小さな単位である自治区、集落、こうしたコミュニティを今後、市の中でどういうふうに構築していくのかといったことも大きな問題だろうと考えるのであります。そうした意味で、まず1点目が自治公民館活動につきまして、そして2点目がNPO法人等につきまして取り上げております。

まず1点目、2ページでございますけれども、自治公民館補助事業でございます。これにつきましては、すべての町村で独自の補助金要綱、規則等を持っておりまして、清川村さんにつきましては、独自のものを持っておりません。ただし、清川村補助金交付条例の中の10項その他村長が必要と認められた事業ということで、自治公民館についてかなり重要な事業であるという村長さんが認めたというようなことで、この項目から適用しておるといふようなことで、実質的には5町2村すべての町村において公民館につきましての事業を出しておるところであります。

ただ、ご覧になって委員さんもお分かりになるとは思いますけど、かなり補助の内容も差がございます。朝地町さん、大野町さんが特に手厚い補助をこの額とされておるといふことでございまして、かなり補助の内容、金額等にも差異がございます。

その内容につきまして平成13年の実績、平成14年の実績、平成15年の実績を下の欄のほうに、数字を掲載しておりますので、ご覧になっていただきたいというふうに思います。

まず、この中では、そうした差異をどういふふうに調整をしていくのかといったことが問題になってくるだろうと考えておるところであります。

あと3ページをご覧になっていただきたいと思いますが、それではこの補助する自治公民館活動の補助の内容でございます運営補助ということでございまして、朝地町さんのほうが特に自治公民館活動ということで、中段でございますけれども、「1館1事業」といふような形で実施をされております。

近年は対象がございませんけれども、運営費の補助金というふうな形でも、毎年均等割・戸数割等でも交付されているようであります。

また、大野町さんのほうにつきましても、生涯学習の活動推進事業補助金というふうな形で、それぞれ地区を設定しながら、補助金を交付されておるといふことでございまして。

また、清川村さんのほうで、地域活性化事業というふうなことで掲載をさせていただいております。自治公民館に対する補助ではございませんけれども、自主的に集落の活動に対して補助をやっておるといふことで、中身的には同じということ、ここで取り上げて掲載をさせていただいたところでございまして。

こういう形で特に公民館のあり方、または活動内容について、今後かなり新市の中でも少し議論をしていかなければならないというふうにも考えられると思います。

そして2点目のNPO法人でございます。ボランティア団体等も含めて掲載しますと、かなりの数でございますので、今回はNPO法人のみ登録制でございますので、掲載させていただきました。現在、5町2村では6つのNPO法人がすでに登録を終わって活動しているというふうな状況でございます。

そして4ページをご覧になっていただきたいと思いますが、もうすでに皆さん方もNPO等が聞きなれた言葉だというふうに思いますけれども、NPOとは何かというふうなこともここで掲載させていただいておりますので、ご一読いただきたいといたします。

そして右のほうには、先進事例を載せておるところでございます。全体的に見ますと、新市に引き継ぐとか新市で統一をする。または従来の制度を尊重しながら、新市において新たな制度を設けるといふことで、今後こうした公民館等の活動についても、新市の中で継承していったことが多いようでございます。

そうしたことも踏まえまして、大野郡5町2村としてのコミュニティ施策の基本的な考え方をまとめてあります。読み上げたいと思います。活力ある地域を構築するには、行政がすべての領域をカバーすることは限界を迎えつつあり、今後は民間と行政の役割分担・責任分担のシステムを確立していく必要がある。

具体的にはボランティアグループ、地域づくりグループなど、地域活動に関わる組織づ

くりを支援し、NPOなど新しい形での住民参画を推進する必要がある。また、住民が主体の地域づくりでは、地域コミュニティが大きな役割を果たすため、地域のリーダーの育成を強力に推進し、自治会などの各種活動の支援や公民館等のコミュニティ施設を整備・充実することで、コミュニティ活動を推進する必要があるということで基本的な考え方をまとめてあります。こうした基本的な考え方に基つきまして、1ページに戻っていただきまして、その具体的な調整案をご説明申し上げますと、まず1点目が、自治公民館補助事業については、新市に引き継ぐ。ただし、建設補助及び運営補助の内容については、合併時に統一する。

2点目は、新市においては、NPO等の市民グループの参画がまちづくりに関して欠くことのできないものである。従ってNPO等の市民グループの設立・育成等を支援するとともに、パートナーシップを構築し、協働のまちづくりを進める。以上をご提案申し上げます、持ち帰り協議をお願いしたいと思います。以上でございます。

芦刈会長

はい、ただ今、協議第48号につきまして説明を申し上げましたが、質問等がございますか。よろしいですか。はい、以上で新規提案9項目についての説明を終わらせていただきます。

ここで先ほど協議をいただきました協議第38号を口頭で申し上げましたが、修正案が出来上がりましたので、事務局のほうからお配りしますのでよろしくお願い致します。

はい、協議第38号の修正をしたいと思いますが、定住促進事業の取扱いについて一番上ですが、「定住促進については、新市において抜本的な改革を講じる。なお、」ここまでが新しく挿入された分でございます。

それからその修正前は、「新市における大きな課題の一つである。」ということでしたが、修正案では、「新市における大きな課題の一つとして、総合的に検討する。」ということが承認をされました。ご確認をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

それでは、その他について今後のスケジュールについて事務局のほうから説明を申し上げます。

赤嶺事務局長

別紙1の2ページをお開きいただきたいと思いますが、次回、第12回の日程を載せてございます。3月25日犬飼町中央公民館大集会室であります。

時間を午前10時というふうに設定を決定させていただいておりますが、本日の会議の状況からしまして、午後1時半からということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

芦刈会長

よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

赤嶺事務局長

はい、それでは混乱をきたさないようにもう一度申し上げます。次回第12回の合併協議会、平成16年3月25日木曜日午後1時30分から犬飼町中央公民館ということでお願いをいたします。午後1時半からという訂正をよろしくお願いをいたします。

続きまして協定項目を協議会にかけるとスケジュールということで、3ページ4ページありますが、4ページをご覧いただきたいと思いますが、

3ページの一番下の段のところではありますが、電算システムの取扱いからその他事業の取扱いまで本日協議確認いただきまして、この確認項目を加えまして本日までに8項目、29項目に8項目プラスで37案件の協議確認を済ましたところあります。

次回3月25日が本日の協議確認と、それから協定番号6番から46番までの提案をする

ということですが、このうち6番の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、昨日の小委員会で結論をみませんでしたので、次回その次の会ですが、4月8日提案にまわさせていただきたいと考えております。

4ページの下の方ではありますが、提案数をご確認いただきたいと思います。これまでこの項目は記載をしておりましたが、大項目52項目で一項目のうち(その1)、(その2)、(その3)という形で提案をいたしますので、案件としまして66案件ございます。52項目66案件ということで、本日まで37案件が協議確認済みということになっております。こういったスケジュールを現在予定しております。

続きまして5ページになりますが、これが今、申し上げました提案項目をまとめたものでありますので、ご確認をお願いしたいと思います。

続きまして6ページになります。今後の日程表ですが、本日3月11日が第11回の協議会ですが、3月18日に10時から第11回の幹事会を予定しております。22日に町村長連絡会、そして25日に12回の協議会です。

昨日の小委員会の結果、次回の小委員会を3月31日午後1時半からという予定であります。この件がここには挿入されておませんが、昨日決まりましたのでご報告を申し上げたいと思います。4月の日程をそこに記載しております。4月1日に第12回の幹事会、4月5日町村長連絡会、4月8日第13回の協議会、4月15日第13回の幹事会、19日に町村長連絡会、22日に第14回協議会ということで、4月までのスケジュールを記載しておりますので、この日程表でご確認をお願いをしたいと思います。以上であります。

芦刈会長

はい、ただ今、スケジュールについて申し上げましたが、何か質問はありますでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。

はい、以上で協議いただきました8項目について協議を決定いただきまして誠にありがとうございました。また、新規に提案をいたしました9項目につきましては、各町村の新市まちづくり委員会あるいは議会の特別委員会等を経まして、3月25日に開催されます第12回の犬飼町での協議会で協議をいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

協議の進行にご協力に感謝を申し上げまして、議長の座を降ろさせていただきます。大変ありがとうございました。

赤嶺事務局長

はい、ありがとうございました。それでは閉会のあいさつを千歳村の高野健治議長によりよろしくお願いをいたします。

高野 副会長(千歳村議会議長)

大変、長時間の協議ありがとうございました。これもちまして、11回目の5町2村合併協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。(拍手)

司会

どうもご苦労さまでありました。ありがとうございました。

議事録署名委員

清 川 村 長

大野町新市まちづくり委員長

書 記